

ローリング方式による自然環境モニタリング事業に関する覚書

岡山市（以下「甲」という。）と公益財団法人岡山県環境保全事業団（以下「乙」という。）は、生物多様性保全の推進に関する連携協定書（以下「原協定書」という。）に基づき、以下のとおりローリング方式による自然環境モニタリング事業に係る覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、市内の重要な環境拠点地のうち、主として野生生物情報が不十分な地域に生息・生育する生き物について、甲及び乙が相互に協力してモニタリングすること（以下「本件取り組み」という。）により、重要な生態系の保全等に寄与することを目的とする。

（甲の実施事項）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 乙との本件取り組みの状況を市民に周知すること
- (2) 乙の協力の下、本件取り組みの結果を精査し、次号の結果公表において公開しない野生生物情報を選定すること
- (3) 本件取り組みの結果を公表すること

（乙の実施事項）

第3条 乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 甲の協力の下、モニタリング地点、調査対象、調査方法及び日時の決定、並びに必要な手続きを実施すること
- (2) 前号で決定した内容において、モニタリングを実施すること
- (3) モニタリングの結果確認された生き物の「和名」、「確認年月日」及び「確認場所（区、大字、詳細場所、緯度経度情報）」等の情報を整理し、甲に通知すること

（費用負担）

第4条 乙は、前条各号に定める事項の実施に必要な費用を負担する。

- 2 前項に定める事項以外に費用が生じた場合には、甲乙協議の上、その負担について決するものとする。

(定期協議)

第5条 甲及び乙は、第2条及び第3条に定める事項を円滑にかつ効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(情報の利用権限)

第6条 第3条第3号の情報は、乙が甲に対し提供する、乙が利用権限を有する情報である。

2 甲は、前項の情報について、原協定書第1条の目的のために限り使用できるものとする。

3 甲は、第3条第3号の情報を第三者に譲渡（利用許諾を含む。）してはならない。ただし、乙の同意を得たときは、この限りではない。

(本覚書の見直し)

第7条 甲及び乙のいずれかから、本覚書の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができる。

(有効期間及び更新)

第8条 本覚書の有効期間は、締結日から令和5年3月末日までとする。ただし、当該期間満了の1月前までに甲又は乙が書面により特段の申し出を行わない場合は、当該期間は更に1年間延長されるものとし、その後についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、天災、その他特別な事情がある場合は、甲及び乙は、相手方に対する書面による申し入れによって、双方協議の上、本覚書を終了することができる。

(疑義)

第9条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

(その他)

第10条 甲及び乙は、本覚書に定めた以外の事項については、原協定書のとおりであることを確認した。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月25日

甲 岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫

乙 岡山県岡山市南区内尾665-1
公益財団法人岡山県環境保全事業団
理事長 坂井 俊英